

平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

平成 2 7 年第 4 回岬町議会定例会

第 4 日会議録

平成27年第4回(12月)岬町議会定例会第4日会議録

○平成27年12月22日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	坂原正勝	2番	辻下正純	3番	和田勝弘
5番	道工晴久	6番	松尾匡	7番	反保多喜男
8番	田島乾正	9番	奥野学	10番	出口実
11番	竹原伸晃	12番	小川日出夫	13番	中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 1名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田代堯	危機管理監	中田道徳
副 町 長	中口守可	企画政策監	西啓介
副 町 長	種村誠之	水道事業理事	鵜久森敦
教 育 長	笠間光弘	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	岸野行男
まちづくり戦略室 長兼町長公室長	保井太郎	しあわせ創造部 理 事	串山京子
総 務 部 長	古谷清	都市整備部理事	家永淳
財政改革部長	四至本直秀	都市整備部理事	河合敦巳
しあわせ創造部長	古橋重和	しあわせ創造部副理事 兼住民生活課長	波戸元雅一

都市整備部長 木 下 研 一

教 育 次 長 廣 田 節 子

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕

議会事務局課長代理 増 田 明

○会 期

平成27年12月1日から12月22日（22日）

○会議録署名議員

9番 奥 野 学 10番 出 口 実

---

#### 議事日程

追加日程1 議案第96号 動産買入れ契約締結の件（バスの買入れ）

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成27年第4回岬町議会定例会4日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名、全員でございます。

出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

---

○道工晴久議長 日程1、議案第96号、動産買入れ契約締結の件（バスの買入れ）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程1、議案第96号、動産買入れ契約締結の件（バスの買入れ）についてご説明いたします。

説明に入らせていただく前に、まず本議案書の送付が遅くなったことに加えまして、参考資料に誤りがございまして差しかえが開会前になりましたことについておわび申し上げます。どうも申しわけございませんでした。

バス運行に係ります作業全体に余裕がない中とはいえ、今後このようなことがないように十分注意してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

提案理由といたしましては、道路運送法第78条に規定する市町村運営有償運送等を行うに当たり、必要となるバスの買入れに当たり動産買入れ契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容についてご説明をさせていただきます。

議案書では、契約ごとに表で整理をいたしております。なお、議案書とあわせて送付いたしております参考資料、バス車両の仕様につきましてもあわせてごらんください。

まず、上段の表は、マイクロバス29人乗りで、契約の目的はバスの買入れ2台、マイクロバス、日野リエッセII。契約の方法は随意契約。契約金額は1,339万2,000円、うち消費税及び地方消費税の額が99万2,000円でございます。また、契約の相手方は大阪市西淀

川区千船1丁目4番45号、大阪日野自動車株式会社 代表取締役 矢野琢士でございます。

中段の表は、コンピューター型14人乗りでございます。契約の目的はバスの買入れ2台、ハイエースバン、コンピューター。契約の方法は随意契約。契約金額は1,026万3,507円、消費税及び地方消費税の額が76万259円。契約の相手方は大阪府泉佐野市松原2-6-3、大阪トヨタ自動車株式会社泉佐野店 店長 岡本邦夫でございます。

下段の表は、ワゴンタイプ10人乗りで、契約の目的は車両の買入れ2台、ハイエースワゴン。契約の方法は随意契約。契約金額は884万113円、うち消費税及び地方消費税の額が65万4,823円。契約の相手方は大阪府泉佐野市松原2-6-3、大阪トヨタ自動車株式会社泉佐野店 店長 岡本邦夫でございます。

先ほど中段の表で、契約の目的をバスの買入れと発言したかと思いますが、車両の買入れでございますので、訂正をお願いいたします。

バスの運行につきましては、現行のバス事業者が協定期間を1年残して撤退するという意向を受けまして、来年4月以降のバスの運行について、まず現行と同様に4条事業者として運行していただける事業者があるかを当たりましたが、事業者がなかったことから道路運送法第78条の規定による町が実施主体となって自らのバスで運行する市町村運営有償運送等で運行する必要が生じました。

このため、バスを確保するに当たり現行事業者が現在使用しているバスの譲渡について申し入れを行いましたが、かなわなかったことから、必要となるバスの買入れを行うものでございます。

また、バスにつきましては各車種とも受注生産であり、注文を受けてから製造されることに加え、降車ボタンやステップなどの改造も必要となることから、発注から納車まで相当の時間が必要であり、3月中に納車ができる事業者は車両の車種ごとに1者しかなく、緊急の必要により競争入札に付すことができないことから、その旨を規定している地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定を適用し、随意契約としたものでございます。

以上が動産買入れ契約締結の件（バスの買入れ）の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議案第96号、バス買入れの件につきまして質疑をさせていただきます。

まず、前段としまして、私の立場といたしますか、明らかにしておかなければならないことがございますので、ちょっとお時間いただきます。

私自身は、平成14年より地元で自動車整備業を営んでおります。現在もそうでございます。当時から、岬町さんと取引をしております、自動車の修理なり販売なりにかかわってきた人間でございます。

しかしながら、平成23年に議会議員に当選して以来、役場との取引は一切手を引いており、最近におきましては指名願ひも出さず、役場との取引は事実できないといった中、全くしていない、4年少しですか、していないということを前もって置いておきながら質問に入らせていただくと思います。

質問は5点ほどございます。

一つ目の質問は、この議案、バスを購入するに当たり、バスの平成28年度の運営方法の全体像が見えてないというのが一つ目の質問です。

バスをどうするか、現在の大新東という会社が5年契約の4年で撤退した。残りの1年、前倒しでその1年空白期間がある中どうするかという議論を議会なり、また公共交通会議なりでしてもらっていると思います。

しかしながら、全体を見渡すと計画が見えていない中でバスを購入だけするというのはどういうものであるのか。その全体像、現在どのように考えられているのかというのを明らかにしていただかないとこの議案にはちょっと賛同し得ないかなと、このように思っております。それがまず1点目でございます。

二つ目、平成28年度の運行形態というのが先ほどの質問にもちょっとかぶってるんですけども、公共交通会議で練られてました。平成28年度だけ試験運行でどのようにしていくというこの説明が以前ありました。

平成28年度だけを特別とするのか、もしくは、このバスを買って、そのバスの耐用期間をこのバス事業として3年なり5年なりを考えておられるのか、これについてどのように考えられているのかお聞きしたい。これが2点目でございます。

三つ目の質問は、随意契約の問題でございます。

先ほども前段で申したとおり、私、結構な事情通でございます。バスを購入するに相当な時間がかかる、これもわかると思いますが、今回、上がってきた6台につきまして、全部がそうであるかと言われると、そうではないのではないかとというのが私の意見です。

確かに、間に合わない、上のマイクロバスは時間的には厳しいかもわかりませんが、ハイエー

スバン、コンピューター、並びにハイエースワゴンにつきましてはどうであろうかと。

役場の行政の担当者が随意契約先と話しているんだと、私たちみたいな業者がふだん年間何台も取引しているこの相手先と話しているのとどっちがどうという話をしますと、業者のほうか事情もわかっていますし、随意契約よりも早く入るかもしれませんし、安く入るかもわかりません。そういうのを置いて随意契約をしたというのは、これは業界団体のことを思うと信じられない話なんですよ。

また、ただいまの説明におきまして、それぞれ1者しかないと申されました。しかし、この14人乗りのハイエースバン、並びにハイエースワゴンにつきまして、やはり車屋の目からすると、トヨタだけで売っているのと違うんですよね。日産もあり、ほかもあるといったところで、1者しかない、そういう限定したこの考え方が一つもわからないんですが、これは随意契約ではないのじゃないんですかね。こんなことしていれば全部が随意契約になりますよ。

物品納入するに当たり、80万円を超えると随意契約、基本的にできないんですよ。それで、指名入札業者は80万円にならないように随意契約をすとか、随意契約するにはかなりの安くで入れるということで、皆、事業頑張っているわけなんですよ。

それを、町内の業者を飛ばしてこのように契約されてしまうと、今回だけと言われたらそうかもわかりませんが、そうじゃないと。これが入り口道になって、そのほかにも全部随契になってしまうのじゃないかと、このように思うわけなんですよね。これをどのように考えられているのか聞きたいと思います。今のが三つ目です。

四つ目、この買い方の問題を指摘したいと思います。

前段の質問でもありましたが、この平成28年度1年間は実証実験だという話を聞いております。しかしながら、このようにバスを買ってしまうと、78条で運行するというのが先に続いてしまうのじゃないですか。

基本的にバスを運行するのは4条事業者が来て、今までの大新東と同じようにするというのも、平成29年度以降考えていいのではないかと思うわけです。しかしながら、買うことによって4条事業者を排除するという話にならないでしょうか。

時間がないから買いますよ、そうじゃない。やはり、1年間実証実験するなら、この1年間だけ車に乗れる買い方というのがあります。1年間のリース契約をして、それで続いて使うならば、それを買い取りするなり、1年間使った分を引いて買い取りもできますよ。そういう方法で車も売っているわけなんですよ。

実際、皆さん、車に乗られてる方でお金をもっていれば新車をぱっと買う人もおられますけれ

ども、何年間かリースで先に乗って、その後のリースアップした車を自分で買う、そういうように買われてる方何人もあると思います。そういう方法で、1年間まず契約をして、その後の1年、平成29年度以降はそういうようにしたらいいのじゃないかと。それが公共交通会議にしても、選択肢をふやすわけなんですよ。4条事業者も入ってこれるんですよ。それをはなから排除するといったことになると思うんですけども、その点の考え方をお聞きしたいと思います。

五つ目、このバスの運営の方法について、私自身いろいろ見てるに当たり、担当する窓口がやはり多忙すぎてしっかりとこの問題に取り組んでいるのかどうかというのが一つ疑問でございます。

担当は、しあわせ創造部の住民生活課。その中に住民生活の係と住民係とあると思うんですけども、私はぜひ、この問題、町民の公共交通の移動手段を守る、また、岬町に入ってくれた方の移動手段を守ることにに関して、現体制ではちょっと難しいんじゃないかと。やはり、担当課なり担当係をしっかりと置いて取り組んでもらいたい、このように思うんですけども。

以前、都市整備の中に産業振興課があり観光係があるといった中、観光のところを課に上げることによって担当をつけて、観光行政について前向いて進んでいってます。それと同じように、やはりこの問題については、担当を置く気があるのか、ないのか。一回聞いておかなければならないと思いましたので、以上、五つについて答弁をお願いしたいと思います。お願いします。

○道工晴久議長 理事者の答弁を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

まず1点目の運行方法でございます。

運行方法につきましては、現在、検討いたしておりますのは、基本路線につきましては現行の停留所の位置を基本といたしまして、望海坂地区に1カ所停留所を新設をする予定といたしております。

それと、ダイヤにつきましては1時間に1本を基本に運行いたしますが、ただし、通勤通学の時間帯など、利用者ニーズを踏まえて増便をした運行とすることといたしております。

また、運行主体につきましては、町が運行主体となり運行する市町村運営有償運送とし、運行管理及び車両整備管理業務を4条事業者等の専門事業者へ委託をしたいと考えておるところでございます。

また、支線につきましては、現行の畑ルートにつきましては運行距離が長いことから時間を要しております。このことから、淡輪駅ルートとみさき公園駅ルートに分離をしたい、公共交通の拠点で基本路線への乗り継ぎの利便性を高めたいというように考えております。



また、バスの運行につきましては、先ほども申し上げましたが現行のバス事業者が協定期間を1年残して撤退をする意向を受けまして、時間的な制約がある中で来年4月以降のバスの運行について、まず現行と同様に4条事業者で運行していただける事業者を当たりましたが、事業者がなかったことから、78条による、町が事業主体となって運行する市町村運営有償運送の運行を検討し、基本路線のみであれば運行を検討してもよいという事業者があったことから委託について現在、調整中でございます。

また、支線の運行につきましては事業者がないことから、現行の利用状況から乗り合いタクシーでの対応やデマンド方式についても検討いたしました。また、町が直接運営する場合には運転免許要件によるドライバーの確保や運転管理者の確保などに時間を要することから、基本路線へ乗り継ぐためのバスとして、当分の間、安全運行を図りながら、町による再任用職員等を活用した無償運行を行うことと予定をいたしております。

2点目の実証運行の件でございますが、平成28年度中の運行は実証運行期間として位置づけて、この運行期間中に浮かんできた問題点や意見を可能な限り反映して修正をしていく必要があると考えておるところでございます。

また、3点目の随意契約でございますが、随意契約につきましては、確かにステップワゴン等の一般大衆車と呼んでいいのかわかりませんが、そういう市場にあるワゴンタイプを使えば一定の時間の余裕ができる可能性もございますが、今回、10人乗り、あるいは通勤用14人乗りにつきましては、どうしても受注発注という形で注文をしてから製造にかかって、その後、改造するというところでございますので、それらの時間的余裕を検討し、それが可能な1者ということでお答えをさせていただいたところでございます。

4点目の4条事業者の話でございますが、確かに、議員ご指摘のとおり、4条事業者が運行していただくのが一番よいというか、適切というか、基本と思います。

ただ、今の町の現状から見れば4条事業者が確保できる、来ていただけるというのは限りなくゼロに近いのではないかなと思っております。

といいますのは、まずバス事業者の撤退、これを表明した要因は赤字でございます。その赤字の部分について、例えば町がその赤字を確保する、補助金を積むということになりましても、費用もそうですが、バスのドライバーの確保等が非常に困難な状況になっているようでございまして、収益性が今後も余り見込めないということで撤退を表明されたのではないかというふうに推察しておるところでございます。

このことから、4条事業者が今後、岬町に来ていただけるか、可能性はないとは言い切れませんが、なかなかないのではないかなというように考えておるところでございます。

それと、最後の窓口が多忙という、これは私のほうから答えさせていただいていいのかわかりませんが、確かに住民生活課におきましては住民戸籍基本台帳であったり、戸籍の分野、それと環境分野や交通分野をその課で事務を行っております。

ただ、事務分掌上位置づけられている限りは、職員全員が一丸となってこの業務に当たっているという考えでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

リース契約でございます。リース契約につきましては、利子相当分も膨れますし、購入金額も高くなります。ただ、1年間の負担を平準化できるという利点がございます。

議員ご指摘のように、5年間のリース契約をしておいて1年で解約と言ったらおかしいですけど、全体を買い取るという部分もございしますが、仮に1年後に買い取る場合は、リース契約に影響する必要もございまして、それが可能か否かについてはリース会社によって異なるというように聞いてございます。

議員のご質問の趣旨は、要は78条でずっとやっていくというところかなと思っております。

現在、先ほどご答弁申し上げましたとおり、4条事業者の確保がなかなか難しいというところにあっては、78条で運行していかざるを得ないというように考えておるところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま部長より答弁いただきました。

全体的に見るに時間的な余裕がないという話でございます。その中で、もう少し踏み込んで質問をさせていただきたいと思っております。

今まで、現状、当初予算でもあるようにバス会社に支払う補助金は4,150万円、これは明らかかな話でございます。それでも現状赤字で、なおかつ収益が見込めないので撤退するといったところで、委員会等々でお聞きしたのは、おおよそ年間2,000万円ぐらいの赤字が出ている。

その2,000万円を補助してくれるのかという問いにも、そうではないと。収益が見込めないで撤退するといった話をお聞きしました。

それで、78条を用いて事業をするということでしたら、78条を用いて町運営のバスをするに当たり、金額の面ですよね。どこまでを年間投資できるのかといった、そういうことを全体像としてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思っております。

次の再質問でございますけれども、たった今、4条ですけれども、運転手並びに、聞き取りづらかったんですけども、車両の管理に関しては4条事業者の方にご協力願うといったように聞いた

んですけども、その範囲はどこまでを考えておられますか。運転業務と、その運転手の管理業務並びに自動車の整備並びにどこまでを考えておられるのかというのを一度確認させていただきたいなと思います。

あと、随契の問題ですが、先ほども言っておりますけども、こういう問題は行政の者が直接車屋に聞きに行くのとは違うんですよね。私から言わせたら本末転倒ですわ。時間的余裕がない、何を言ってるんですか。もっとこういう方法があるじゃないですか。いくらでも言いたいですよ。

きのう夕方6時にいただいたこの仕様書を見ても、まだまだ削ることもできるし、まだまだ早いことできる方法もあると思うんです。時間的な余裕がないというのは、議案書をもらってから判断するまでの時間的な余裕がないって、これを言いたいぐらいですわ。

そうじゃない。やはり、専門の者が町内にいてるんですから、声をかけなかったのかというのを1点聞きたいなと思います。

あと、リースの問題について、部長は勘違いしております。5年契約のリースを組んで1年で解約する、そんなこと言ってないですよ。1年のリース組めるんですよ。実際にそう組んで残り、そういう検討はされなかったのかと。これは、していないとなれば問題ですよ。1年間実証実験しようと言ってるんですから、その残りの話は平成28年度中に決めたらいいんです。その1年たったときにどうするということを判断して、1年後のときに再リースする。買い取る、分割で払う。それは、また決めたらいいんですわ。

じゃなしに、5年なんて聞いてないです。1年のリースというのは検討されてないのかどうか、再質問させていただきたいなと思います。

それと、担当課の問題でございます。職員一丸となって取り組んでまいると、このように答弁いただいたんですけども、実際、生活環境、この係、火葬場の問題、し尿処理場の問題、焼却場の問題並びにマイナンバーのところも担当窓口ですよ。そういうようなところで、このバス、これから現体制ではとてもじゃないけど間に合わない。これは担当部長では難しいかもわからないので、人事担当か任命権者のほうで答弁いただければ、このように思います。よろしく願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

まず1点目の、運行費用の件でございます。まず、厚生委員会等でお答えをさせていただいたのは、現行、バスの補助金が4,150万円支出をいたしております。そして、そのバスの事業者の赤字額は約2,000万円ということで6,150万円現在かかってますよということでお

答えをさせていただいたかと記憶をいたしております。

この6、150万円という数字があるんですけれども、本町の場合は、今、行革を行っている真っ最中であるということも考慮いたしまして、この金額より安い金額で運行していきたいと考えているところでございます。

それと、2点目の随意契約の件でございます。随意契約で町内の事業者さんにお声かけをしないのかという話でございまして、まず、私どものほうは改造も必要になってくるということもございまして、町内業者さんにお声かけさせていただかず直接ディーラーのほうに投げかけをさせていただいたというところでございます。

それと、1年リースでございますが、私どもの町のほうでやっておりますリース契約についてはほぼ5年をまず基本に考えてございます。

バスではない公用車もリースも考えていいんじゃないかという議論も過去にあったかと思えます。その当時は公用車については5年だけれども、それ以上、いわゆる耐用年数といいますか、その5年期間を超えても長期に使用している現状があるので買い取りでいきたいとお答えをさせていただいたと思えます。

これに基づきまして、バスのほうも同じ考え方で、まず5年間のリースというのを考えます。ただ、5年間のリースでありますと、特別地方交付税の措置が受けられないということもございまして。買い取りであれば、約8割の特別地方交付税として措置がされるという財政措置の面がございまして、買い取りで考えさせていただいているというところでございます。

それと委託範囲でございます。委託範囲につきましては、まず運行管理、いわゆるドライバーの管理でありますとか、運行全般にかかる管理。それと車両整備、これにつきましては両方とも資格が必要でございますので、町には今、その資格を有している者がございませんので、その4条事業者等の専門事業者に委託をするのが基本であろうと考えておるところでございます。

ただし、車両整備の部分につきましては町所有のバスでございますので、車検等、また修繕等につきましては町内業者さんのお話もさせていただくことは可能かなというように考えておるところでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 職員の話。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、保井太郎君。

○保井まちづくり戦略室長 お答えいたします。

本件につきましては、原課はもちろんでございますが、政策情報顧問等チームをつくりながら、

原課だけでなく十分なサポート体制を取りながらやってきたところでございます。

ただ、ご指摘のとおり懸案事項が急に出てきたものですから、相当ハードルが高い状況でございました。しかしながら、原課と一緒に最大限取り組んできたところがございますので、その点、ご理解をいただいて、今後のあり方については原課と十分に協議しながら考えていきたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 3回目の質問になりますので、簡潔にまとめたいと思います。

78条の運行ということで、運行並びにその管理業務を4条事業者に投げるといったことですが、この4条事業者にかわる町内の団体、例えば観光協会さんがこのバスの運営について何かしますとか、例えばシルバー人材センターのほうで運行が管理できますといったことができるのならそれも検討していただきたいと思うんですけども、そういった事業をできるような体制を整えて、実際にそういうようにしている市町村はあるんですよ。私は以前の視察研修でそういう市町村も見てきました。バスの運営に携わっている町内の団体がするというのが理想的ではないかと思うんですけども、そういうようなところを取り入れることは考えられておられますかというのが1点目でございます。

それと、やはりこの随意契約の問題がもう譲れないところなんですわ。改造が必要だから、その業者としか話ししてません。これは言うちゃ悪いですけど、自動車屋をないがしろにしてますわ。もう話にならへんですよ。

現に、私自身、今はしてないですけども、消防署に救急車を入れたこともございます。そのとき、オプションなんて100点以上ありますよ。そういうような救急車も2台ほど入れさせてもらって、現在も走り回ってますけどね。そういうようなことも地元の業者でもできるんですよ。しかも、入札でディーラーで買って安く入れさせてもらった、そういう経緯もあるんですよ。そういうような可能性を一つも検討せずに、こういう随契ですするというのは全くもって考えにくいことなんですよ。

この議案に対しては、また賛否は私自身取らせてもらおうとは思いますが、今後、バスを78条ですといった中、今後の考え方として、今回はこれでいいかもわかりませんが、今後、1台ふやすにしても2台ふやすにしても、そういう問題が起こってくると思うので、今後はどのように考えられるかというのを聞いてみたいと思います。

それと、最後の人事の面でございますが、室長のほうから今後検討していきたいという答弁をいただきました。チーム一丸となって取り組んでいる現状というのはあるんですけど、実際、こ

の問題については、やはり今の現状だけ見ていたらだめだと思うんですよね。やはり、これから役場でも中心になっていくであろう職員を置いて、専門的に、今の観光交流課のように長い目で見てもらわなければ途中で変わっていくようなことであればだめだと思うんですよ。今までこの議論してたんやけども、次は違う話になったら、これはぐあい悪いと思うんですよ。

よって、専門のプロジェクトチームというのを立ち上げるのも一つかもわかりません。担当課を置くほうが現実的ではないかと、このように思うんですが、その点についても再質問をお願いします。

以上、3点お願いします。

○道工晴久議長 理事者答弁。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 答えいたします。

まず、ちょっと順序が飛び飛びになるかもわかりませんが、まず随意契約の関係でございまして、今後どのようにしていくのかというところでございます。

本来は、競争入札また指名競争入札が原則であろうと、これは原則でありますし、そうすべきと考えておるところでございます。

議員にご指摘されて、お答えするのは非常に申しわけないんですけども、今回、時間的な余裕もなかったこともございまして、そのタイムリミットを図った結果1者しかないということで随意契約をさせていただいた。

今後の考え方につきましては、あくまでも競争入札が基本になると考えておるところでございます。

それと、長い目で担当課を置くべきではないかというところでございます。

これにつきましては、私のほうからお答えをするべきものではないかなと思いますが、今、現行置かれている状況の中でベストを尽くしてやるということが公務員の趣旨でございまして、今、現行の範囲内でやって来年4月にはバスを走らせたいと考えているところでございます。

それと、まず最後の市町村有償運送につきましては、大きく空白地輸送というのと、それと福祉輸送というのがございます。

福祉輸送につきましては、ご存じのように、NPO等が福祉有償運送として実際活動されているところもございます。

市町村輸送運送、これは、いわゆる一般住民さん、不特定多数の方の移動手段として運ぶという運送方法でございまして、可能な限り、バス運行にたけたといたらおかしいんですけども、安全性等も考慮して、そういうところに委託するのが適切ではないかなと考えているところでござ

ざいます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほどご答弁いただいた内容で何点が質問させていただきたいと思います。

まず、竹原議員の指摘があったところとも少し関連していますけれども、地元の事業者との接点は、今回は改造があったためできない可能性がある判断したために行わなかったということをお聞きしたんですけれども、私はちょっと違う角度で質問したいんですけれども、今、資料を拝見させてもらっているトヨタ自動車、ハイエースというところなんですけれども、では、日産とか、事務局に置いてたんですけれども、日産のディーラーというところも、多分同じ車種だと思ってるんですけれども、14人乗りもありますし、10人乗りもあるというところで、例えば話は持っていかなかったのかどうか。

多分、電話か1日ぐらいで話は済んで、見積もりも多分出てくるのかなと思うところでありましたので、それは一つ疑問に思いましたので、質問したいと思います。

あと、二つ目、4、150万円プラス赤字部分の2、000万円ということの結果を経て、その中で運行したいと。さらに安い、できるだけ圧縮できるように運行したいと、これはもちろんですよ。今後も多分そうしていただきたいところではありますけれども、では、今のプランでいくとどのぐらい圧縮できるとお考えなのか、その点も一つ。

あと、今後の運行について1年間、平成28年度は委託のプランでやってみて、見直しするというので、毎年度多分見直しするというのと認識しているんですけれども、そのときに、例えば町のバスのことなので、やはり住民さんの意見というのが大切になってくるのかなと思っています。

その中で、定期的に例えばアンケートを配ったりとか、そういう住民との接点、結果を踏まえた接点というか、そういうところを持っていく気持ちはあるかどうか、そういうところがもう1点です。

あと、最後ですけれども、前回7台だったのかなと思うんですけど、車が。それが今、6台になっているということの経緯を教えてくださいなと。お願いします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

まず、車両の件でございますが、現在、議案に提出させていただいてますのはトヨタのハイエースのコミューター、それと日産にも、議員ご指摘のように、それに類する車両がございます。

これらについても日産にも、これは電話でございますが、3月の中ごろまでに改造して納入す

ることができるかというところをお問いかけをさせていただいたところでございます。

ただ、1者しかなくというようにお答えさせていただいてますのは、納車は厳しいということでしたので、1者で随意契約をさせていただいたものでございます。

それと、運行経費でございますが、6, 150万円、これにつきましては、現在、委託も含めて数字の精査等を行っているところでございまして、今数字を申し上げることはご勘弁いただきたいと思いますが、6, 150万円より安い形で運行させていきたいと考えております。

それと、住民の意見の反映でございます。

これにつきましては、平成28年度中は実証運行して、その中で浮かび上がってきた問題点やご意見等を踏まえて修正をしていきたいとお答えをさせていただいております。

アンケートにつきましては、今後の課題として検討させていただきたいと思いますが、まずは走らせてみて、何も問題がなければそれでいいんでしょうけども、ご意見等も出てきますし、また、先にはいきいきパークの利用がふえたり、また、道の駅みさきが開設されますので、そことの接点というのでも考えていく必要がございますので、そういうことも踏まえて検討していきたいと考えているところでございます。

それと、バスの台数につきましては、説明が漏れていて申しわけございませんでしたが、バスにつきましては基本ルート、コンピューター型が1台減っております。

予算については、マイクロバス2台、コンピューター型が3台、それとハイエースのワゴン型が2台ということで、合計7台計上させていただいたところでございます。

基本路線につきましては、先ほど竹原議員のご質問にもございましたように、ダイヤにつきましては、1時間に1本を基本に運行すると。ただし、通勤通学時間帯などの利用者ニーズを踏まえて増便をした形としたいと考えておりますので、この本数といいますか、この方法であれば実質は3台、予備車を含めて4台で基本路線を賄えるということでコンピューター型1台を減らしたというところでございます。説明が漏れてまして申しわけございませんでした。

○道工晴久議長 松尾議員、よろしいですか。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 前回の議案で運行について少し答弁あったと思うんですけども、PDCAサイクルも取り入れて、結果、次どうするかというところを本当に私は今回、逆の意味でいい機会かなと思ってるんです。本当に町のあり方がすごく反映できるのかな、試験的に運営しながらも次に活かして、じゃあ、次ここどうしようとかかというようなところが出てくると思うんです。

その意味で、ぜひ、やはりいろんな住民の方々とお話をさせていただきたいなと思っているので、やっぱりアンケートだったりとか、住民との接点というの、年度の終わりぐらいだったらちょ



っと遅いかもかもしれませんが、定期的に意見を取り入れていただいて、その上で反映していただきたいなと、こう思っております。

これは要望にとどめておきたいと思います。

○道工晴久議長 次に、田島乾正君。

○田島乾正議員 私の質問は、ちょっと角度を変えて質問したいと思います。

この動産買い入れの部分については、過日、補正予算で議会も予算部分については賛同を得てる結果ですけど、それに連動して本日、動産の買い入れの締結の件についての随意契約の部分ですね。

ちょっと、何か変則的におかしいなという部分があるんですけども、やはり、こういうことは議論すべきことは議論しておかないと、後々、また問題が生じますので。

この問題については、やはり現在走っておられるバス会社のわがままでそういうあつてはならない約束を破って撤退すると、それが要因で本日も紛糾しているんですけども。

1点だけ、冒頭に確認したいのは、固有名詞申し上げてもいいんですけども、大新東さんのバス会社というのは、私は個人的に本年の春過ぎごろ、そういう撤退するという風評を聞きまして、ある方、何名かの議員でバス会社の営業所へ行ってまいりました。

その所長いわく、こういうことについては風評があるんですけど、事実そうですかとお尋ねいたしました。そしたら、その所長いわく、ぶっちゃけて今は運行してますけども、赤字が重なって、そして本社のほうの株主総会でもかなり叱られてますと。これ以上走ったら会社からかなり厳しい指摘を受けるということで、1億円払ってでも当社は撤退したいと、そういう話を聞き及んでいます。

当然、担当課もそういうお話も耳に入っていると思うんです。しかし、それは本当の話か、それは判断難しかったと思います、当時としたら。

そういう中で、まず関連して申し上げるんですけども、この1年を残して撤退されるに当たって、当初、契約結んだときにこういう撤退するんだったら違約金というのを契約協議の中に入れていたのか、入れてなかったのか。

この部分についても確認したいし、そして、もし万が一不幸にして入れてなかった場合、これだけ町に対して迷惑をかける行為、例えば、町も申し入れていると思うんですけども、撤退するに当たって、現在使っているバスを安く分けてくれと、安くなかっても、バスそのままの値段で分けてくれと申し入れたと聞き及んでいるんですけど、それすら相手にしていただけないと。何ちゅう会社やと。これ、相手の都合で仕方ないんですけども、そういうことでバスを急遽買うと、

こういうことに至ったと思います。やはり、歴史を申し上げると、何でこんな議論しているんやということになりますのでね。

ただ、きょうの審議いかんによったら、住民さんが来春、バスの空白期間ができてしまうということになったら、大変住民に迷惑かけると。こういう問題も抱えてきょうの動産買い入れについても大変私どももしんどい判断をせざるを得ない。担当のほうも大変ご苦労していただいて、本当に敬意を表するぐらいの努力をされてます。

しかしながら、この問題についてどうするかということについて、まず私は手続的にどうかということを確認したいと思うんです。

この議案書について、きのう夜遅く、夕食済んでから届けていただきました、この部分。これは、契約が遅なったから仕方ないんですけども、ただ言っているとおり、今年の春にそういう風評を聞いておれば、もっと早く対応しておけばこういうことにならんわけですね。

そこで、手続的に、私、確認したいんです。やはり、こういう動産買い入れについて反対ではございません。賛成するに当たって、本日の手続的に問題がないのかということを確認しないと、私もまだまだ不勉強ですので、この部分について、これ岬町の契約規則という、本日、早朝、ここへ議会に来るまで、私、自宅でパソコンで確認しました。やはり、こういうことをちょっと披瀝しておかないと。

この規約の第4章の29条に、随意契約の限度額と、これ29条にうたってます。施行令第167条の第2項第1号の規則で定める額は次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

1、工事または製造の請負、130万円。財産の買い入れ、80万円。物件の借り入れ、40万円。財産の売り払い、30万円。物件の貸し付け、30万円。前各号に掲げるもの以外のもの50万円。これは限度額ですよ。

随意契約の手続としまして、第29条の2、施行令第167条の第2第1号、第3号及び第4号に規定で定める手続は次のとおりとする。

1、あらかじめ契約の発注見通しを公表する。契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申込方法について公表する。

第3、契約を締結した後において契約金、契約締結期日、契約の相手方の名称、契約の相手方として理由等について公表すると云々書いてるんですけども。

そして、第30条は、随意契約の見積書の徴取と、所管部長は随意契約締結をしようとするときは2者以上から見積書を取らなければならないと、そういうことをうたってるわけですね。

しかし、次の各号のいずれかに該当するときは、1者のみの見積書の徴取で足りるものとする。  
それは、1、契約の性質または目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき。

2、災害の発生等により緊急を要するとき。

3、市場価格が一定している場合であって、一般競争入札または指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。

4、一定の契約金額が10万円未満の物品の購入または工事その他請負をさせるとき。

5、2人以上から見積書を徴することが適当でない認められるとき。

いろいろ云々書いてるんですけども、この規約、俗に第167条の2第1項第1号の規約の中で当町は第29条で限度額を定めてるんですね。

そして、昨日、届けていただいた動産買入れの締結の件の部分の議案書には、バスの買入れと書いておまして、契約金額が1,339万2,000円と、他の動産についても1,026万3,507円。もう1件は、884万113円と。

この金額は、当町の随意契約の限度額にオーバーしているのかオーバーしてないのか。仮に限度額を超した場合には、この規約があるにもかかわらず、これは随意契約ができるのか、この部分について、まず答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えいたします。

まず、議員先ほどご指摘いただきました契約規則の限度額の規定でございます。

この限度額の規定につきましては、工事請負には130万円と定められておりますけれども、これにつきましては、あくまでも随意契約のできる限度額を示したものでございます。

これの根拠は地方自治法の第167条第1項第1号にあったと思いますが、そこに規定をされておまして、その限度額につきましては規則で定めなさいというところから規則で定めたところでございます。

また、次の3号、4号の公表等につきましては、これは例えばシルバー人材センターであるとか、障害者施設、あるいは授産施設等の特定の目的、特定随契と呼んでおりますが、特定のそういう施設や団体等と契約する場合の特例を設けたものでございまして、今回には該当しないのかなと考えております。

今回の随意契約につきましては、当然、議員ご指摘いただいた限度額を超えております。ただ、地方自治法の第167条の2第1項第5号の規定でございまして、この規定は緊急を要する場合について随意契約ができるという旨を定めた条項でございます。この規定を適用し、随意契約を

させていただいたというものでございます。

それと、もう1点、見積りの関係でございます。

見積りにつきましては、2者以上ということが原則でございますが、先ほどご指摘いただきましたように、緊急性や相手方が特定される場合等につきましては、1者でいいという項目がございます。

今回につきましては、3月中に納車ができるということが1者しかないというところで特定、あるいは、また緊急というところで1者の見積りで一応しているところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 随契の限度額の部分については、クリアしようと思ったら、結局、今、部長答弁していただいたとおり、緊急を要するときと。

しかしながら、緊急の前にはまだ文言あるんですよ、災害の発生等によりですね。単なる緊急だけじゃだめですね。これは、ちょっと答えになってないと思います。

まず、第30条の部分に災害の発生等により緊急を要する、これは何も発生が起きてないんですね。これは相手方の瑕疵ある行為により当町が被害をこうむっていると、これは何も緊急じゃないわけですね。本来なら、私、冒頭に申し上げたとおり大新東さんは契約期間内走ってくださいというのが本来事業所のマナーですね。このマナー違反の被害を受けたのは当町ですわ。ですから、何も緊急じゃないんです。

ですから、冒頭、私、言いましたでしょう。その契約書には違約制度を残念ながらうたってなかったとするでしょう。その場合は、社会的、道義的にあんたどうよと、そういうぐあいに訴訟を起こしてまでもあんた請求するよと、そういうぐあいに強く申し入れたのか、申し入れてないのか。このまま、そうでっか、ほなしゃあないですなでいくのか、この部分についてもちょっと確認を私以前申し上げたはずですけども、これは絶対、当然、違約金的な、損害的な訴訟を起こしとかなだめですよ。

ということは、うちは要らぬ予算を執行してまで、住民のために空白期間をこしらえないために、きょうはこういう紛糾しているんですね、運行について。

ですから、やはり大新東さんには契約協議の中には違約金をうたってなかったも、当然、害をこうむっていると、そういうことを申し入れていただかないと、やはり住民も納得しないと思うんですわ。

やはり、税金でまたそういう補正予算組んでやっていますのですから、受益者以外の方、かなり立腹すると思います。

問題は、私どもが動産買い入れに、予算は賛成しているわけですね。しかし、動産買い入れるのか買い入れないのか、きょうの審議でございますね。ですから、やはりこういう岬町の契約規則に抵触してなかったら私は当然賛成すべきと思うんです。

しかし、抵触しておれば、これは、やはり法的根拠に抵触すれば、これは賛同すべきでないと思います。もう一度見直す、仕切り直す、こういう方法もあるんです。

ということで、きょう中に決めるべきではないと思うんです。もし、抵触しておればね、抵触してないと断言していただいたら、私どもは、それはやはり住民のためにこの予算をやはり賛同しているし、動産買い入れについては、やはり間違いなかったら私どもは賛成したいと思います。

やはり、この部分を私ども判断する時間がないわけですね。きのうのきょうですから。ですから、私は単なる規則を見て申し上げているので、実際、こういうことは間違いなのか、あるのかということをもまず答弁していただきたいと。

そして、大新東の部分の回答をいただきたい。違約金に対する、それ相当な請求されるのか、されないのか。そして、今、動産買い入れについて岬町の随意契約の規則について、これは大丈夫なのか、頭に災害の部分でなかったら、緊急を要するにこれは値するのか、この文言をちょっと整理、2点お願いしたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。契約の部分につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

そもそも地方自治法では、第234条に契約の締結という根本の規定がございまして、その第2項で、随意契約なりは政令で定める場合に該当するときに限りできるという規定がございまして、

その政令の規定がございまして、地方自治法施行令第167条の2でございまして、

議員のほうからご指摘いただいた岬町の契約規則も、この地方自治法施行令第167条の2の規定を踏まえて制定しているものでございまして、例えばご指摘いただいたように、第1号では、金額によって定めていると。それを、岬町の契約規則のほうでもその金額を持ってきて、こういう契約の種類、金額の場合は随意契約もできますよというような規定がございまして、

ただ、今回の場合は、この第1号なりの規定ではございまして、地方自治法施行令第167条の2、第1項第5号の規定に明記されておりますように、緊急の必要により競争入札に付することができないときという、この規定を適用して随意契約をしているものでございまして、法的に何もまず問題はないということをお知らせいたします。

それから、岬町の契約規則のほうでは、例えばご指摘いただいたように、見積書の徴収等、こ

れ、2者以上からするのを原則としているところでございますが、ご指摘のように、災害の発生等により緊急の要するときは1者のみの見積もりでやむを得ないと、それで足りるものとするというような規定になっておるわけございまして、今回、随意契約の議案提出させていただいておりますが、法的には何も問題はないというふうに考えております。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。違約金の関係でございます。

まず、今のバス運行事業者との基本協定の中では、途中で、例えば今回のように退出されるときに違約金についての明記はございません。

ただし、何らかの措置を検討する必要があると考えておりまして、弁護士とも相談をしているところでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 古谷総務部長の断言で問題ないと、そういう答弁いただいたら、私らも信頼して、やはり動産買い入れについて、やはり住民の空白期間をおくことは避けなければならないということで、この動産買い入れにやはり賛同すべきかなと、そう思うんですけどね。

ただ、災害等という、これは緊急を要しているのかなということですね。私、冒頭に大新東さんの営業所長に聞いたら、約1年近く前に撤退すると聞いているので、これは緊急に値するのかなと。そういう個人的に判断しているんですけども、町は町として、やはり、どういう運行形態にするのか、私は余り突っ込んでお聞きしたくないんですけども、直営であるのか、一部、そういう事業者の委託で走らすのか、住民の足言うたらいかんのですか、公共機関、交通の確保のためになると、こういう趣旨は理解しております。

ただ、私の言ってるのは、そういう契約規則に抵触しないのかというのを一番心配していたわけで、まだまだほかに大きな随意契約やっている部分があるんですかな。あれば、また最後ですので披瀝していただいて、随意契約のまた将来的に見直しすべき時期がきていると思いますので、やはり、随意契約ばかりではこういう問題が、先ほど他の議員が言ったとおり、町内にも業者がおるんやと、大なり小なりは別として、そういう業者がいるのに、なぜ声かけなかったんやと。直接、そんな素人がディーラーのほうへ行っている契約できるのかと。

随意契約になったら、それ相当の知識を持たれた方が行かなくては、結局、子どもと大人が商談するみたいなもので、だまされてもわからん。吹っかけられてもわからん。そういう契約は、やはり好ましくない。

町内業者に、そういう指名業者がおれば、何者に相談をかけて、こういうぐあいでうちとは

そういう大きなバスつくっていません、附帯工事もできません、そしたら大手行ってください。それなら話もわかりますけど、直、飛び越して行っているというのは遺憾なことであって、今後とも指名業者の育成にも反する行為であったと、今回はそう思うんです。

ですから、バスを早く頼まないかんということを言ってますけども、先ほど松尾議員がおっしゃったとおり、議会の事務局の議員の控室にそういうディーラーのカatalogを置いていたと。そしたら、あんまり変わらんやないか、10人乗りも15人乗りも。いつでも売ってくれるやないか、そういう話も出てきますので、時間がなかったから、緊急を要するとか、そういうことは値しないと思います。

ということで、今回はまず地元業者になぜ声をかけなかったかと、この部分を最後のお答えをいただいて。

岬町には自動車関係の業者がおると思うんです、私の知っている限り。やはり、声かけとかなだめと思うんです。やはり業者がいるのに、何で直接ディーラーに行くんやと。

簡単に言ったら、過去にも国体するに当たって、結局、そういう国体の選手とか、いろんな関係者の上着、そんな部分についても地元業者に衣料品店がいる、いろんなスポーツ店がいるということで、直接、大手へ頼むのじゃなしに、過去は地元業者を通して発注して、そういう国体間に合うように着衣を支給したと、そういうことを聞き及んでいます。

ということで、大きかろうと小さかろうと関係ないんです。地元業者がおれば、なぜ今回、声かけなかったか、その理由をまず、最後ですので、この点だけお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えを申し上げます。

先ほど、松尾議員から、また竹原議員からご指摘をいただいております。

このバスにつきましては、まず、どの程度のバスで走らすのかという検討から入りました。その中で、やはり、大型というか、中型というか、今のポンチョタイプの検討から今回提案させていただいておりますマイクロバス、それらの両方から検討に入ります。

その中で、バスについてはバス事業者さんといいますか、バスを取り扱っておられる事業者さんにまずお声をさせていただいて、どれぐらい要るのか。どのような改造が必要でないのかというところから協議を行いました。

次のコンピューター、14人乗りとか、その部分につきましても、ディーラーさんにまずお声をさせていただいて、改造して入るのかどうかという確認と、それと、あと一つはバスについては一般市場に出回ってるんですかと、いわゆる市販で買えるのですかとということのお声かけ

から始めさせていただいて、まずディーラーさんの協議から入ったというところでございます、議員のご指摘、また、あるいは他の議員さんもお指摘ございましたように、地元の事業者さんにはお声かけができてないというのが事実でございます。

ただ、私どもとしまして、バスが3月中にどうしても必要であるというところから、バスを購入するためにどういうところから入ったらいいのかというところから入りまして、ディーラーさんに意見を求めていったというところがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○道工晴久議長 続いて、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 1点だけ、ちょっとお聞きしたいんです。

この購入費、多分、補正予算の委員会を開いたとき4, 200万円ほどで、これを合計しましたら3, 250万円、それは1台減って950万円ほどお金を使わない、それはそれで理解できます。

ただ、購入車両の中に、自動車税は役所関係は要らないと思うんですけども、あと自賠責とかリサイクル料とか、ナンバーとか重量税とか、その部分は購入価格の中に入っているんですか、それだけです。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答え申し上げます。

先ほど予算計上額が4, 209万2, 000円でございます、今回の購入価格が3, 249万5, 620円。そして、不用額が959万6, 380円という形になろうかと思います。

ただ、これは先ほど申しましたように、予算の場合はコンピューターが3台入っておりますので、これを2台とした場合の予算額は3, 583万6, 000円となりまして、契約金額が3, 249万5, 620円、334万円の不用額が生じるであろうというところがございます。

その中で、ご指摘の自賠責等につきましては、ちょっと計上のやり方がまずかった部分ございますが、一部この中に含まれておるところでございます、1台分につきましては、公課費でありますとか、保険料等になっております。

その中で、その他の部分につきましては購入費用の中に含まれておるところでございます。

ただ、予算書につきましては、事項別明細の中で費目を出しておりますので、その中で流用等で対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 例えばマイクロバス、消費税が1, 240万円に対して99万2, 000円の



消費税がかかっている。部長の答弁で、自賠責が入っているとか、この中に重量税が入っているとかおっしゃった答弁であれば、非課税の部分にまで消費税がかかっているから、この議案書やったらおかしくなるので、そのあたり。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。少し言葉足らずだったと思います。

この議案書に書かれております契約金額の中には、重量税とかりサイクル料であるとか、そういう、俗に諸経費といわれるものは含まれてございません。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 そしたら、この3, 250万円程度に、まだ購入費にプラスアルファ諸経費が何らかのどこの場でこの金額を我々議員が審査するんですか。なぜ、このときに諸費用も、例えば6台分、非課税に対して合計の諸費用、これだけ要りますと言ったら、3, 250万円弱の分に、例えば100万円程度乗ってくるのじゃないんですか。

だから、このときに今回、これ議論する上で、我々、これだけ見たら約3, 250万円程度払ってしまえば、バス購入できるという解釈もとでやっているわけですか。

最後の質問なんで、それだけちょっと誤解のないように。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

今回、議案書に書かせていただいておりますのは、車両の購入分、本体費用と、それと附帯設備の部分だけが買い入れ契約として契約を締結する分として上げさせていただいております。

そして、小川議員ご指摘のように、これ以外に自動車重量税であるとか、自賠責、また任意保険料や検査の登録手数料、車庫証明手数料、またリサイクル料がかかってまいります。

これらの費用につきましては、この契約の範疇に含まれておりませんので、諸経費の必要合計額につきましてはマイクロバスで23万2,000円程度、それと通勤車で22万円程度、ワゴンで21万6,000円程度の諸費用がかかってくるというところでございます。

あくまでも、議案書につきましては車両の購入価格の議案の提出でございますのでご理解いただきたいと思っております。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 今、審議をされておりますバスの買い入れにかかわりましては、追加議案ということで委員会付託されませんので、この場でお聞きをするものでありますが、本会議においては3回までしか発言が許されませんので、本来であれば委員会でお聞きするような細かい点について

でもこの場でお聞きをしておきたいと思います。

まず初めに申し上げますが、たくさん質問させていただきます。議員の皆さん、また理事者の皆さん、お許しいただきたいと思います。

まず、運行経費にかかわって、先ほど松尾議員の質問に対する答弁で、古橋部長が運行経費は6,150万円より安い金額でおさめたいというようなお言葉があったかなと思うんですけども、4,150万円ではなく6,150万円間違いがないかという一つの単純なことです。

それから二つ目、これは質問ではないんですが、先ほど来、人事にかかわること、職員の配置にかかわる問題についてほかの議員さんからも質問なり意見なりがあったところでもあります。

私も同様の心配はしているところでありまして、人事については、議員という立場ですから余り物を言うことは差し控えたいと思いますけれども、この問題については、やはりおろそかにしては住民サービスをおろそかにするということにつながりかねない問題でありますから、今後の職員の配置については十分お考えいただきたいと、簡単なことですので、先に申し上げておきたいと思います。

それから、先ほど来の質疑、答弁お聞きしていた中で、来年度以降の運行にかかわって望海坂地域に1カ所停留所を増設される予定であるとお聞きしましたので、確認をいたしますが、望海坂2丁目、高台のほうに当たるわけですが、そのさらに上のところに1カ所増設するというお考えかどうかお聞きしておきたいと思います。

それから、先ほど来の質疑、答弁の中で、運行管理や車両整備については資格が必要な者に従事させるということが定められているということで、委託をするというお考えが示されました。委託料はいかほどになるのか、参考までにお聞きをしたいと思います。

続きましてお聞きをしますが、乗車定員について、細かいことで申しわけないんですがお尋ねをしたいと思います。

これまでお聞きしていた乗車定員は、29人乗りのマイクロバスというのが一番大きいので、それから、その次の大きさが13人乗りとお聞きをしておりました。一番小さいのが9人乗りとお聞きをしておりました。

それで、参考資料としてお配りいただいていたものと見比べたときに、バス車両の仕様ということで、一番大きいのは最大29人の定員というように表記をされております。

その次の大きさ、中ぐらいの大きさというように表現したらいいのか、コンピューターというものについては、資料によりますと14人乗りと書いてあるんですね。これまで13人乗りとお聞きしていたんですが、そこはどういうことなのか。バスというのは、運転手さんも入れて全部で

何人まで最大乗れますよという表現の仕方もありますし、乗車できるのは何人ですよと。当然、運転手さんを除いた最大乗車人数という考え方もありますので、どちらかに統一されていないということになるのかなと思うんですが、ちょっとそのあたりについてきちんと確認をしておきたいと思います。

一番小さなハイエースワゴンについては、以前は9人乗りとお聞きしていましたが、いただいた参考資料は10人乗りという表記をされております。この乗車定員の理解の仕方を教えていただきたいと思います。

それから、先ほど質疑の中で、コンピューターという13人乗りか14人乗りか、中ぐらいのバスについては、3台購入するつもりであったのが2台にしますということがお答えであったところであります。

私ども議会には、12月2日の本会議において一般会計補正予算が提案をされ、また、その内容を詳しく審議するというので12月8日に厚生委員会が開催をされました。

その中では、一番大きな車両は2台、中ぐらいのは3台、一番小さいのは2台ということで、2週間前までは3台中ぐらいの大きさのバスは購入されるというように説明をされていたんですね。

それが、2週間の間に何が起こったのかわかりませんが、1台減らすということに至った、その経緯などをお聞きしておきたいと思います。

それは、無駄であるならば購入する必要がないわけで、1台減らすのは妥当ということになるんでしょうが、そうなりますと、計画がいかんぞうさんであったかということ指摘せざるを得なくなるんですね。バスという大きなものを購入されるのに、1台減らすのでよかったですねんという説明だけでは、私どもは納得いかないと思いますので、中ぐらいのが1台減った経緯についてお聞きをしたいと思います。

次に、1台減ったということにかかわって、当然のことながらお示しをいただいていた予算についても変更が生じるということで、総額がまず購入金額が減るわけですから、それに対して特別地方交付税、歳入についてもやはり減るということになるのかなと、これは確認をさせていただきたいんですけれども、車両の購入に当たっては、その購入費用の8割が特別地方交付税として歳入されるということを委員会でも確認させていただいておりました。

ということは、もともと私どもに提示をいただいていた予算の歳入額も、結果としては8割ということで減ると理解をしていいのかなどうかお聞きをしておきたいと思います。

それから、実際の運行の問題なんですけれども、幾つかあるんですが、まず一つ目に、本線と

呼ばれる一番端から端まで長い区間を走っているバスの運行についてお尋ねをいたします。お聞きしたいのは、乗りたい人全部乗せれるのかどうかということでもあります。

大抵は乗せれるんじゃないかなと思っているんですが、先ほど、運行計画の中でご説明をいただきました基本路線については一番大きなバスを2台、それから中ぐらいのバスを1台、合計3台で運行していく予定であるということをお聞きしました。

それで、私が心配することは二つありまして、一つは、恐らくこの大きな2台と中ぐらいの1台、大きな2台というのは通勤通学などで人数がもともと多いであろうと予想される時間帯に主に利用されると。

それで、日中の比較的利用人数が少ないのではないかと予想される時間帯を中ぐらいのバスでというお考えじゃないかなと思うんですが、一つ心配なのは、日中、本当にこの13人乗りか14人乗りかわかりませんが、これで乗りたい人が全て乗れるのかどうかということが心配なんです。

私、きのう急遽お願いをいたしまして、実際の乗車人数の資料を担当課に大変ご苦労いただきまして準備していただいたんですよ。ですけれども、これは月ごとの合計乗車人数であったりとか、日ごとの平均乗車人数というところまでしか、私がお願いしたのが急だったこともありまして、手に入れることができませんで、実態の問題としてお尋ねするんですけれども、今、運行している中で、日中、最大何人乗っておられることがあるのか。最大をやはり考える必要がありますから、そのことをお聞きしたいんです。

本当に13人乗り、14人乗りのバスを日中運行していて、ごめんなさい、いっぱいいっぱい乗れませんということにならないのかどうか、ここが一つ聞きたいことなんです。

乗車人数自体は、きのういただいた資料を見せていただいたところにおいても減少傾向にあるようでありますから、ここよりさらに減るのかもしれませんが、直近の状況で最大日中の時間帯、何人乗っているのか。乗せきれないということが現時点で発生していないのか。また、現時点では発生していないけれども、新しいバスの大きさになって、定員が変わりますから乗せられるのかどうか、ここが一つ心配なところなんです。

それから、乗せきれぬのかどうかということと言いますと、雨のとき、特に朝、中学生がたくさん乗りますね。きのうも私、ちょうどたまたまその時間帯に用事がありましてバスをお見かけすることになりました。

バスの中はもう中学生、立錫の余地なしという感じで真っ黒黒です、人影で。それで、私が、見たところ、ちょうど停留所にとまってましたけれども、そのとまっている停留所のところでは

中学生数人とさらに一般の方、学生ではない方が二、三人お待ちでした。

それで、私、時間的な余裕ありませんでしたので、乗れたのかなと思いつつながら、その場は立ち去らざるを得なかったんですが、現時点でもそういう状況になっているわけですよね。

現時点の一番大きなバスは60人乗り、運転手を除いて実質乗れるのは59人まで。これはつり革を設置しておりますから59人まで乗せることはできますけれども、これで乗せきれないときは今のバス会社はもう1台バスを出して何とか乗れるようにということを努力されているように聞いているんですね。

それが、今度、29人乗りというバスで雨のときにどのような対応をなさるつもりか、たくさん乗れないという方を残すということにならないのか、そこが心配なところでもありますので、その雨のときの対応などについてお考えをお聞きしたいと思います。

それから、バスの購入については、このバスは低床のバスではありませんので、車椅子の対応は難しいというか、無理というようにお聞きしているんですね。

そうなりますと、これまで車椅子を利用されて、いわゆる今の赤バスを利用された方はないというように実績はお聞きしておりますけれども、今後、発生してきた場合はどのように対応なさるお考えか、この機会にお聞きしたいと思います。

それから、これで最後でありますけれども、購入、納車、非常にぎりぎりのタイムスケジュールで進めておられるということでしょうか、そうなりますと、運転手の研修が間に合うのかどうなのかなど。

やはり、実際に利用される方に頼りにされるのは運転手さんお一人ということになりましょうから、運転手さんがどのように十分なサービスをしていただけるかということが大事になってくると思うんですね。

それを考えると、納車時期を思えば、研修の期間は非常に短くなるのではないかなと思いますので、きちんと研修を十分できて、住民サービスが提供されるのかどうか、そのことについてもお聞きをしておきたいと思います。

たくさん質問をさせていただいて申しわけありませんけれども、お答えをいただきたいと思います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長　お答えいたします。

まず運行経費の部分でございます。6,150万円より安価でというお答えをさせていただいたところでございまして、補助金の4,150万円ではなくて、現行の赤字額を超えた6,15

0万円より安価で抑えたいというところがございます。

それと、ちょっと人事配置のところにつきましては要望というように捉えさせていただきたいと思っております。

それと、望海坂の停留所の位置でございますが、現在、望海坂南という停留所がございますが、そこからまだ上、2丁目と1丁目の境目に設置をしたいと考えておるところでございます。

そして、委託料の額でございますが、現在、委託料につきましては、運行の本数や計画とあわせて金額も調整をいたしておるところでございますので、金額のご答弁はご勘弁いただきたいと思っております。

そして、定員の考え方でございますが、議案書に書いておりますマイクロバスが29人、コンピューター13人、それとハイエースワゴンが10人乗りという形で書いておりますが、これにつきましては運転手が入ったところございまして、例えばハイエースワゴンであれば、乗車定員は、ドライバーを除くと9人ということで、前回は実際のお客様の人数で答えさせていただいたところでございます。

それと、コンピューター型の減少でございますが、コンピューター型につきましては現行、議員ご指摘のとおり、乗客が少ない昼間等についてコンピューター型を走らせる予定といたしておりました。平日ダイヤにつきましては1時間に1本を基本に運行したいと考えているところでございます。

ただし、通勤通学時間帯などの利用者ニーズを踏まえて増便をした運行とする予定といたしておるところございまして、1時間に1本、望海坂から小島まで現在50分ぐらいかかっております。

これで申しますと、1時間、確実に1時間に1本であれば2台で済むというところでございますが、一部増便も予定するところがございまして、3台というところでございます。

そして、予算上は1台多く計上させていただいております。これにつきましては、できるだけ増便をしたいということで、増便も踏まえた形で検討しておりましたが、やはり、財政的な面もございまして、現行のダイヤを基本として1時間に1本を基本で運行したいということから、1台減少させているというところでございます。

増便をすればするだけ、やはり費用がかかってきますので、その分も考慮して1時間に1本とすることで1台を減少させたいと考えております。

次に、特別地方交付税は当然購入金額が変わってまいります。特別地方交付税につきましては算入割合が約8割でございますので、特別地方交付税も連動して減少すると考えております。

そして、次の現行で積み残しはないのかというところでございますが、平日につきましては積み残しはないと考えておりますが、議員ご指摘のように雨の日、特に雨の日だけ乗られるという学生さんを中心に多うございますので、その際につきましては、現行のバス事業者は追いかける車を出しているというような状況も見受けられるところでございます。

ただ、今回につきましては、29人乗りというところで、今後、積み残しにつきましては、今後の調整も必要でございますが、できるだけ積み残しのないような形で運行できるよう検討してまいりたいと考えております。

それと、車椅子の関係でございます。車椅子につきましては、現在、議員ご指摘のように車椅子の利用実績はございません。

車椅子につきましては、一般の住民輸送とともに、福祉有償運送というのがございまして、福祉有償運送もご利用できるということで、そちらのほうでお願いをするというわけではございませんが、その辺との関連も検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

最後に、運転手の研修でございますが、先ほどから申し上げていますように、バスの納期がぎりぎりになります。したがって、研修期間は約1週間から10日程度の間で研修をする必要があるのではないかと。

実際、試験運行的に走らせて研修をしていただくということで、今、考えているところでございます。

それと、日中最大どれくらい乗っているかというところでございますが、時間的の本数の部分については、今資料も持ち合わせておりませんし、ちょっと古くなりますが、前回、実際乗車をして調べた中から確認をさせていただきたいと思っておりますので、今は少しお待ちいただきたいなと思っております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 乗車定員については、再確認ですけれども、一番大きなバスは運転手さんを除いて28人が最大乗れる人数と。それから、中ぐらいの通勤バスというバスは運転手さんを除いて13人まで乗れる。一番小さなのは運転手さんを除けば9人が最大ということですね。

その人数で、積み残しという表現をされましたけれども、なしで運行ができるのかどうかということにかかわって、現在のところ、平日は積み残しはないと考えているというお答えでありましたが、考えておられるかどうか私は聞いているのじゃなくて、事実をお聞きしているわけなんです。

現在の最大何人乗ったことがあるのか。それから、現在は購入しようとしているバスより当然ながら大きなバスでありますから、現在は積み残しがなかったとしても、今後、最大28人までしか乗れないバスで積み残さずに運行ができるのかどうかという問題が、私、気になるころであります。確認するということではありましたが、それはどれぐらい時間がかかるものなんですか。

少しの時間で確認できるのであれば、お待ちしたいと思うんですが、一定の時間かかるのであれば、他の議員さんにも理事者にもご迷惑をおかけするところでもありますから、確認までにどれぐらいの時間を要するかお聞きしたいと思います。

それから、車椅子の対応の問題で、福祉有償運送との連携も検討していくというようなお話がありました。

これは、社会福祉協議会が行っておられる事業の移送サービスのことを指しておられるのかなと思いますけれども、それは一定の条件を満たさねば使えないということにはなりますけれども、もし今後、そういう条件、車椅子の方で利用したいというようなことがあれば、少なくとも丁寧にご案内はいただきたいと求めておきたいと思います。

それから、運転手の研修については、ちょっと綱渡りというような感じの印象を受けますけれども、いたし方ないということもありましようから、十分な研修に努めていただくように要望しておきたいと思います。

私が最後に気になる1点は、今お聞きしたところでもありますけれども、乗車人数、乗りたいと思っている人をみんな乗せることができるかどうかというこの1点であります。人数を調べるのにいかにどの時間が必要かお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

まず、これは議員のご質問と関連するといえば関連するんですが、1日平均、今1便8人ぐらい乗車されておるところでございます。

ただ、最大利用者という点では少し意味合いが違うのかなと思っております。

これにつきましては、以前に何回か乗り込み調査をいたしておりますので、そのデータから各バス停ごとに乗車人数、それと降りた人数、これらを差し引きして、そのバスの中にいる人数を積算するという処理がございますので、一定の時間がかかるのかなというように考えておるところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。



○中原 晶議員 実際に最大何人乗ったことがあるのかという数については時間を要するようでありますから、わかり次第、また個人的にご報告いただければ、この場でなくても結構ですけれども、私、質問しててよく考えたら、何人乗ったかというか、乗った数は乗車定員内であることは間違いないわけで、乗れなかった人が出なかったかどうかということが知りたいわけなんです。質問していながら、今、気がつきました。失礼いたしました。

ですので、その辺についても、これはバスの運行事業者に問い合わせが必要かもわかりませんが、実際、最大何人乗っているかということとあわせて、停留所にお待ちの方で乗りきれなかったことがなかったかどうか、そのあたりの実態も確認をさせていただいて、詳細の説明をまたわかり次第ご報告をいただきたいと思います。

それで、もう質問3回目、発言3回目ということになりますから、こうして全て2台買います。3種類の車種を2台買いますということの提案がされておりますので、この場で聞くのもこの時点でどうかということとは考えておりますけれども、今の質問にかかわって、数のお答えをいただけたらまたお聞きしやすかったんですけども、正確に乗車の実態がわからない中ではあります。一番大きな29人乗りのバスを3台にして、中ぐらいのバスを1台、支線用にハイエースワゴン、一番小さいのを2台という購入の方法は考えなかったのでしょうか。

雨のときなどのことを考えた場合に、基本ルート用に大きいのが2台というのはちょっと無理があるんじゃないかなと思うんですが、そういうことはお考えに入れなかったのかどうか、最後にそのことをお聞きして終わりたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

バスの種類につきましては、まず、先ほど少し述べさせていただきましたが、バスの乗車定員が1便当たり平均8人、非常に少なく、乗ってなくて空気を運んでいると言われている便も多くあるのは承知いたしておるところでございます。

これらから見て、現行のバス事業者が運行しているバスより一回り小さいもので検討しよう。なおかつ、昼間の時間帯といいますのは、大方が買い物に出かけられる方を中心に、また朝の通勤通学よりもなお利用数が減少しているということもございまして、14人乗りのコミュニティーというところで検討したところでございます。

○道工晴久議長 ちょっとお諮りします。

もうお昼前になっておりますが、そのまま継続して採決までやりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 ありがとうございます。

出口 実君。

○出口 実議員 先ほど、古橋部長の説明でよく理解はできました。

その中で、特に竹原議員と田島議員のほうから、地元の業者の育成ということが非常に重く話に出てまいりました。

特に岬町は、町の税金を使ってこの事業を運営してまいりますので、当然、最優先に地元の業者の育成は重大であると考えらるんですけども、その辺はどう考えておるのかどうか。

と同時に、今回の事案に関しましては、緊急性があってもどうしても地元の業者との話し合いがなく、ディーラーとの話し合いの中で契約を決めたという回答がございましたけども、その中で、今後の対策ですけども、古橋部長が多分そういう契約なんかの内容に話し合いに入られたと思いますねんですけども、これから後、修理点検とか、こういうことは指名業者の4業者に委託されると。ただし、車検に関しては地元の業者に仕事してもらおうというような回答であったかなと思うんですけども、私、前職の会社でも200台ほど車両を扱ってまして、その車両管理者やってまして、もう少し地元の業者を優先に考えていただいたら、これは仮に6台の新車購入に当たって定期点検とか、そういうものに関してはディーラーと地元の業者がちゃんと契約をすれば、ディーラーから地元の業者にちゃんと点検整備の代金が振り込まれてまいりますので、そういうことも検討されたのかどうかということと、もう1点は、まだまだこの町内業者でモータース屋さんが10者ほどあって、特に岬町の指名業者が4者あると聞いておりますけども、その辺も含めて再度、そういう、私の今の質問に対して再度検討されるのかどうか、その辺をまた回答願いたいのと同時に、もう1点は、バス車両の仕様についてですけども、全車両には料金箱の設置がなされております。

そういう中で、特に3枚目の支線の部分でございますけども、ここにも29万7,000円の附帯費用が計上されておりますが、この支線に関して実際は、今、古橋部長の説明では無償ではなかったかなというふうに、私のもしも勘違いやったら、再度訂正してもらいたいですけども、そのように聞いておりますので、その辺のちょっと説明をお願いしたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 お答えいたします。

町は、地元業者の育成の役割を担っているというのは十分承知をしているところでございます。

今回、ディーラーさんのほうにお願いをしたという経緯もございますが、竹原議員のお答えの

中でも少しあったかと思いますが、車検等、定期点検等、可能な部分があればできるだけ地元事業者さんのほうにお願いができるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

それと、あと仕様のお話でございますが、仕様についての料金箱でございます。

支線につきましては、先ほど実証期間中について無償でということ、実証期間中に有償に切りかえたいということで検討していくということでございまして、あくまでも有償運送を基本としようにしたいと考えておりますので、その分も見据えて料金箱の設置をしたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 出口 実君。

○出口 実議員 今回の回答でよく理解できますけれども、特にお願いしたいことは、あくまでも岬町の住民さんの方々の税金を使いますので、やはり町内の業者にちゃんとお金を落としてあげてほしいと。

同時に、ディーラーとの1,000キロ点検、3,000キロ点検というような部分がありますのは、これはディーラーからお金が支払われますので、その辺をできたら必ず、再度交渉していただいて、町内の業者のほうに仕事が回ってくるように、これは一つの要望としてお願いしておきます。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 なければ、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 一応、やはり採決に入る前に自分の意思を表明しておかないと、討論もせんとそれでいきますなんて。

まず、冒頭に賛成として討論を。

○道工晴久議長 反対の方、ございますか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 それでは、私より反対の立場で討論をさせていただこうと思います。

約2時間にわたる質疑応答を聞きまして、賛成すべき点もございます。しかし、反対せざるを得ない議論がありました。

二つございます。一つは、バス運営の全体像が見えない、これが大きな理由です。

先ほど、議員のほうからも乗る人数に関して詳細な計画、これがわからない、見えてこないところもある。しかも、運賃に関しましても、これと決まったわけではないと私は理解しておりま

す。

その全体が見えない中、バスだけ購入するのは卵が先か鶏が先かという議論かも知れませんが、全体が決まって、岬町のこれからのバスの運行をこうするんだと決めてから買う、それが普通だと。先にバス買って、これを使いましょう。それでは話にはならないというのが一つ目の理由です。

二つ目の理由は、随意契約の問題です。

法律上はOKなんです。聞きました。しかし、それは法律上の問題であって、実際に先ほどの説明の中でもありましたけども、専門家が入って、もっと安くなるんですよ、絶対安くなるんですよ。

それを、随契にすることによって時間的余裕がない、時間的に余裕がないというのは誰が決めたんですか。業者が入って間に合いますよ、ものによっては。

それと、この中の附帯費用とかももっともっと圧縮できるんですよ、確実です。それは、私、専門家の立場でわかりますので。今回に関しましては、そういうことが目に見えているわけなんです。という理由でございます。

以上、二つの理由、賛成すべき点もあるところですが、反対とさせていただきます。

○道工晴久議長 続いて、田島乾正君。

○田島乾正議員 私も賛成をなぜするかと言うと、やはり住民の交通の確保と、それは当然すべきと思う中で、先ほど反対討論者が言ってることも筋は通ってます。しかし、筋が通るからといって何もかも反対すべきでなし、また、どうもおかしいなと思いながら賛成するのも賛成すべきでないと思うんですけども、結局、動産を買い入れるかというきょうの議論でございまして、動産を買い入れるのか買い入れないかという話であって、当然、来春のことを思ったら、やはり買うとかんと間に合わんと。

あとの議論については、その動産をどう運営するのかという、やはり走ってないものをどうするねんと言っても、それは無理です。一旦走ってから確認してどうやこうやというのは本来の筋であって、まだバスが走ってもなし、まだ、そういう状態であらせえ、こうせえ、全部乗れるのか、乗られんのか、それは走ってみんとわからん問題であって、これは動産買い入れ議論には値しないと、私、個人的に思うので。

とりあえず、買ってみて、そして暫定的な運用をしていただいて、そして、その結果、いろいろな問題点が起きたら議会というところはいろいろ指摘もする、いろいろ応援すべき点もありますし。

ということで、走ってもないのに、ああやこうや言ったって、走らん船が嵐来るかとか、波高いとか、そんなん言ったら前に進まんわけですね。

とりあえず、私は賛成はいたします。しかし、一旦走っていただいて暫定的な問題になったら厳しいまた指摘もさせていただきます。

本当に、この動産買ってよかったのかということは、走ってから私はこれからいろいろ注文をつけたりいろんな指摘したり、そういうことを唱えたいので、今回は動産購入については、予算も賛成している以上、動産購入についても賛成せざるを得んと、こういう議会運営になってますので、これは私としたらとりあえず賛成として。

ただし、一つお願いしたいのは、このバスの問題については、あくまでこれは路面バスを走らすという感覚で走ってもらったら困ります。

結局、交通難民の方のためのバス運行ということで、受益者負担と、これは必ず守っていただきたい。ということは、税の公平性をやはり行政として、これは守っていただきたい。ということで、何でもかんでも乗せるのでは、私は反対いたします。

ということで、税の公平性を鑑みて受益者負担ですよということをバスの運行に活用していただいて、それは私も見守っていきますので。

ということで、私の賛成討論といたします。

○道工晴久議長 続いて、反対討論の方ございますか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、賛成討論の方、ございますか。出口 実君。

○出口 実議員 賛成討論いたします。

岬町は、今、高齢化率が約40%弱という形の中で、特に新住民の方々がすばらしいまちである、自然豊かなまちであるということで岬町のほうに住居を構えまして、その中で、やはり一番、私よく耳にするのが望海坂地区、別所地区、そしてほかの地区でも非常に交通の便が不便であります。

特に高齢の方々は、やはり、これから交通網がなければ本当に皆さん陸の孤島でお住まいされる形になってきますので、やはり、きちっと定期的にバスを走らせていただいて、皆さんの十分に交通網が充実した部分のまちであって、それをまた将来的にも岬町は交通網が十分に賄えてますよということで、新しい住民の方が岬町にまた住居を構えていただくというような形の中で、やはり交通網の充実を図っていかないとだめだと思いますので、こういうことで賛成いたします。

○道工晴久議長 続いて、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私も賛成せざるを得ないという立場を表明させていただきたいと思います。

時間的余裕がないということなのですけれども、随意契約でその価格が高いか安いかというのもわからない状況なんです、透明性がないという意味で。

やはり、今まで赤字でバス会社が変わっていったという経緯があったという中で、最悪の事態というのをやはりその都度考えていく必要があったのではないのかなと少し思っている部分があったんです。

突きつけられて、いきなり探さないといけないという状況、今後もしもなる可能性もあるということなので、これはバス以外のことでも多分言えると思うんです。いろんな課題のある中で、その課題をやはりいろんな角度で見て、今後、最悪の事態を考えたときの方策というのも一度内部で考えておく必要があるのではないかと私は強く今回の件で思いました。

今後もやはり時間的余裕がないというようなことを言われてしまうと、賛成せざるを得ないですね。というのも、やはりバスがないと生活できないという人もおられるわけですから、そういった方たちのためにもぜひとも最悪の事態というのも今後考えていただきたいと思っています。

今回、どうしてもなく、バス購入して、暫定的に運営していくということですから、この機会に、何度も言いますけれどもPDCAサイクルをきっちり取っていただいて、本当によそがこれをしているから岬町ができる、こういうようにできますよねというのではなくて、岬町の本当にあるべきバスの姿というのを住民の意見をしっかりと酌んでいただいて、毎年毎年しっかり見直しした上で、じゃあ、来年こうしていく必要があるよねというのを、住民、他団体とも連携しながら今後運営していきたいと強く願いまして賛成とさせていただきます。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 動産買入れ契約締結の件（バスの買入れ）について、賛同する立場から討論に参加したいと思います。

今回、岬町としてはバス事業そのものから撤退しないと。それから、空白をつくらないという構えでこのバス運行の継続に対して取り組んでこられた、その決意については高く評価するところでありまして、大変なご苦勞もお察しするところではあります。

しかしながら、先ほど来お聞きしてきたとおり、雨天時の通勤通学時間帯を初め、バスを利用したい方を全て乗せることができるのかどうか。また、運転手の研修期間の短さなど、実際の運行上の不安や課題は多く残すものと言わざるを得ないと思います。

利用者や住民の皆さんからサービスの低下があったという批判を免れないことになりかねないなど不安を感じざるを得ないところでもあります。

先ほど来、質疑させていただいた事柄については、実際の運行をする前から現実問題として想定される懸念があると考えたところから、住民の目線でチェックする必要があると考えて質問をさせてきた事柄であります。

まだお答えいただけていないこともありますから、それは後刻お聞きするとして、今後、残された課題もありますので、そのことについては地域公共交通会議の場を通じてもしっかりと議論をし、また、運行が始まってからも常に改善の努力を図っていただきたいと思います。

今回、バスの買い入れに対して賛同することについては、バスの購入そのものは運行の空白をつくらないために避けがたいものであり、購入が必須条件ということになりますから賛同するものでありますけれども、今後の運行については改善、努力を重ねていただくように、改めて申し上げまして討論といたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第96号、動産買入れ契約締結の件（バスの買入れ）を起立により採決します。  
本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成27年第4回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

ご苦労さんでございました。

(午後 0時15分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成27年12月22日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 奥 野 学

議 員 出 口 実